

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

寄附金を未払経理した場合の処理等

《内容》

なぜ、寄附金は交際費等と異なり、未払経理は認められず現金主義で支出をとらえるのでしょうか。

『答』

寄附金は直接的な対価性のない金銭その他の資産の給付または経済的利益の供与ですので、まだ、支出していない寄附金は債務性がなく、取り消される可能性があります。そこで、法人税においては、そのような不安定な状態で課税関係を律するのは適当でないところから、未払経理を認めないことにされています。

(解説)

1 法人税法上のいわゆる寄附金課税の対象になる寄附金とは、寄附金、拠出金、見舞金その他いずれの名義をもってするかを問わず、金銭その他の資産または経済的な利益の贈与または無償の供与をいいます。ただし、広告宣伝および見本品の費用その他これらに類する費用ならびに交際費、接待費および福利厚生費とされるべきものは除かれます（法法37⑦⑧）。

この定義から、寄附金は事業関連性の有無を問わず、直接的な対価を伴わない金銭その他の資産の給付または経済的利益の供与であると捉えられ、寄附金は対価性のない支出ですから、そもそも損金性があるのかどうか疑義があります。そこで、一定の擬制を置いた形式基準により、損金の額に算入されない部分の金額を計算することにされています。

2 寄附金課税を定めた法人税法第37条第1項は「内国法人が各事業年度において支出した寄附金の額……」と規定されています。「支出した寄附金」とされているように、法人が支払った寄附金を仮払経理した場合には、その寄附金は現に支払った事業年度において支出したのものとして、損金不算入額の計算を行います（法基通9-4-2の3）。

一方、もし法人が寄附を約束したとしても、寄附金はその支払がされるまでの間、なかったものとされます（法令78①）。

この場合の「支払」とは現実に寄附金を支払ったことをいいますから、仮に寄附金の支払のため手形を振り出しても、現実に支払ったことにはなりません(法基通9-4-2の4)。つまり、手形が落ちたときに寄附金になります。

3 このように、法人税法上の寄附金が現金主義の考え方により処理すべきこととされているのは、次のような理由によるものと考えられます。

つまり、寄附金は直接的な対価性のない金銭その他の資産の給付または経済的利益の供与です。これは民法上からみれば贈与であり、書面によらない贈与はその履行が終わるまではいつでも取り消すことができます(民法550)。まだ支出していない寄附金は債務性がなく、取り消される可能性があります。そこで、法人税においては、そのような不安定な状態で課税関係を律するのは適当でないところから、未払経理を認めないことにされています。

また、寄附金の未払経理が認められますと、損金算入限度額の操作が容易になりますから、これを排除する趣旨もあると考えられます。

この点が交際費等と比べて性格が異なるところです。すなわち、交際費等は接待、供応等の行為の存在が前提であり、これらの行為があれば、それに要した費用は債務として確定します。そのため、交際費課税を定めた租税特別措置法においても「各事業年度において支出する交際費等……」と規定され、「支出した」とはされていません(措法61の4①)。

※なお、税務のチェックポイントQ&Aに関するご質問は受付しておりません。
予めご了承ください。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。